

第11号議案

春日市文化財保護審議会条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月24日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

文化財の保護に関する事務を市長が管理し、及び執行することに伴い、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に定める地方文化財保護審議会として、春日市文化財保護審議会を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市文化財保護審議会条例

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第190条第2項の規定に基づき、春日市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して市長に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、文化財に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会の設置)

第8条 会長は、必要に応じ、審議会に特定の専門的な事項を検討させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、協働推進部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会の会議に諮って定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。